

令和6・7年度 建設工事等

(町内業者用)

入札参加資格審査申請要領

令和6・7年度に吉野町が発注する建

設工事、測量・建設コンサルタント等業

務及び物品の購入等の競争入札に参加

しようとされる方は、次のとおり入札参

加資格審査申請書を提出してください。

この申請に基づき作成される名簿は、

吉野町長部局をはじめとして、教育委

員会、各特別会計、公社及び吉野広域

行政組合の競争入札に使用されます。

申請を受付した場合でも、必ずしも入

札に指名されるものではありません。

町税及び町にかかる使用料・手

保険料についても未納のない事が資格

審査の対象となります。

1. 申請資格及び対象者

◆建設業者

建設業法第3条第1項に規定する本
店を町内に有する建設業者で、令和
4年10月1日から令和5年9月30日
の間に審査基準日(決算日)を有する
国又は県の経営事項審査を受けてい
るものに限ります。

◆測量・建設コンサルタント業者等 の業者

本店を町内に有する業者で次に掲げ
る業者

- ①建設コンサルタント業者(建設コン
サルタント登録規程による登録業
者)
- ②測量業者(測量法による登録業者)
(建築設計業者(建築士法による登
録業者))
- ③地質調査業者(地質調査業者登録
規程による登録業者)
- ④補償コンサルタント業者(補償コン
サルタント登録規程による登録業
者)
- ⑤町税及び町にかかる使用料・手
数料・保険料を完納していない者
- ⑥消費税及び地方消費税を完納して
いない者

◆吉野町内に本店を有する業者

- ①物品の製造・販売業者
- ②役務の提供業者
- ③その他の業者

本店を町内に有する業者で次に掲げ
る業者

2. 競争入札参加資格が 得られない場合(欠格要件)

以下の事項に該当する方は、入札参加
資格を得ることができません。

- ①当該入札に係る契約を締結する
能力を有しない者又は破産手続
き開始の決定を受けて復権を得
ない者
- ②入札参加資格を取り消され、その
処分の日から2年を経過してい
ない者

◆測量・建設コンサルタント業者等 の業者

本店を町内に有する業者で次に掲げ
る業者

- ①建設コンサルタント業者(建設コン
サルタント登録規程による登録業
者)

とする場合において、これらを得
ていない者

④直前2年の事業年度において、營
業実績を有していない者

⑤町税及び町にかかる使用料・手
数料・保険料を完納していない者

⑥消費税及び地方消費税を完納して
いない者

⑦申請時に次のいずれかに該当する
事由があると認められる者

ア 役員等【法人にあっては役員
(非常勤の者を含む)、支配人及
び支店又は営業所(常時物品購入
等契約に関する業務を行う事務所
をいう。以下同じ。)の代表者を、
個人にあってはその者、支配人及
び支店又は営業所の代表者をいう。
以下同じ。】が暴力団員【暴力団員
による不當な行為の防止等に関す
る法律(平成3年法律第七十七号。
以下「法」という。)第二条第六号
に規定する暴力団員をいう。以下
同じ。】であるとき。

イ 暴力団(法第二条第一号に規
定する暴力団をいう。以下同じ。)
又は暴力団員が経営に実質的に関
与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自
己若しくは第三者の不正な利益を
図る目的で、又は第三者に損害を
与える目的で、暴力団又は暴力団
員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団
員に対しても資金等を提供し、又は
便宜を供与する等直接的若しくは

積極的に暴力団の維持及び運営
に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほ
か、役員等が、暴力団又は暴力団
員と社会的に非難されるべき関
係を有しているとき。

3. 申請業種

◆建設業者

経営事項審査業種の中から6業種以
内に限ります。

希望業種については、「吉野町入札參
加資格審査申請パンチ入力表」に希
望する建設工事の種類に○印を付け
選択してください。

注)総合評定値通知書における「総合
評定値P」に評定点がないものに
ついては、入札参加を希望するこ
とができません。

◆測量・建設コンサルタント業者等
の業者

直前2営業年度(令和4・5年度)に
おいて業務実績のある業種に限りま
す。

4. 受付期間

物品等営業種目区分表(別途掲載參
照)に定めた業種(中分類)の中から
複数申請することができます。

令和6年2月1日～2月29日
(土・日曜日、祝祭日は除く)

5. 受付時間

9時～17時

6. 受付場所

吉野町役場(2階)総務課

